

福崎町カスタマーハラスメント防止に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福崎町カスタマーハラスメント防止条例（令和8年福崎町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対策委員会の設置)

第3条 カスタマーハラスメントの対策を組織的に取組むため、福崎町カスタマーハラスメント防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、副町長、教育長、町参事及び課長をもって組織する。

3 対策委員会には委員長を置き、副町長をもって充てる。副町長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

4 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が必要と認めるときは、当該カスタマーハラスメントに関係する一部の委員のみを招集することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(対策委員会の所掌事項)

第4条 対策委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) カスタマーハラスメントの防止に関する事項を審議すること。

(2) カスタマーハラスメントに関する対応方針を審議すること。

(3) その他対策委員会が必要と認める事項

(所属長による報告)

第5条 所属長は、監督下で発生したカスタマーハラスメント（そのおそれがあるものを含む。）について、必要に応じて、カスタマーハラスメント発生報告書（別紙様式）により委員長に報告するものとする。

(町職員の協力)

第6条 町職員は、カスタマーハラスメントの調査及び審議のため対策委員会から説明を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

2 前項の規定により調査に協力した町職員は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(町長への報告)

第7条 委員長は、第5条の報告を受けて対策委員会を招集したときは、会議結果を町長に報告しなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等と協力し、カスタマーハラスメントの防止に努めるものとする。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

カスタマーハラスメント発生報告書

福崎町カスタマーハラスメント防止対策委員会
委員長 様

報告者 職名
氏名

標記のことについて下記のとおり報告します。

記

1 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
2 発 生 場 所		
3 対 応 職 員	職名 氏名	
4 相 手 方	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	職 業	
	連 絡 先	
5 対 象 行 為 の 概 要		
6 対 応 状 況	・録 音 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・警察連絡 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7 職 員 へ の 対 応 (周 知 等)		
8 参 考 資 料 等		